

平成25年度第2回
音更町使用料等審議会

日 時 平成26年 2月17日(月) 午後3時00分

場 所 音更町役場庁舎4階 401・402会議室

会 議 次 第

1 会長挨拶

2 町長挨拶

3 議事

諮問第1号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う使用料等の改定等について

諮問第2号 道路占用料の改定について

諮問第1号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う使用料等の改定等について

1 使用料等の改定等について

平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税率を合わせた税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられることに伴い、次の使用料等について改定しようとするものである。

なお、これらの使用料等は、従前から北海道の同種の使用料と整合を図っているが、平成26年4月1日から北海道においても消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う改定を行うため、関係条例の改正手続を進めているとの状況から、本町においても改定しようとするものである。

音更町行政財産使用料条例に関するもの	行政財産使用料
音更町公園条例に関するもの	公園使用料、公園施設設置使用料、公園占用使用料
音更町普通河川管理条例に関するもの	水利使用料、水面占用料、敷地使用料、産物採取料

また、今回の改定に併せて、音更町普通河川管理条例に定める水面占用料について、本町の管理する普通河川の規模からして、占用料を徴収する事案が現状において想定されないことから、これを廃止しようとするものである。

2 改定の内容

① 行政財産使用料

区 分	現 行	改定後(案)
土地の使用料(年額) 【使用許可の期間が1月に満たない場合】	土地の時価に100分の4.2を乗じて得た額	土地の時価に100分の4.32を乗じて得た額
建物の使用料(年額) 【人の居住のための使用を除く。】	建物の時価に100分の4.2を乗じて得た額と当該建物の占める土地の時価に100分の4.2を乗じて得た額の合計額	建物の時価に100分の4.32を乗じて得た額と当該建物の占める土地の時価に100分の4.32を乗じて得た額の合計額

※ 改定後金額の算定方法は、次のとおり。

$$\text{【現行の使用料を算定するために用いる率の税抜の率】} \times \text{【1.08(8\%加算)】} = \text{【改定後の率】}$$

② 公園使用料

区 分	現 行		改定後(案)
	単 位	金 額	金 額
行商その他これに類する行為	1日につき	100円	103円
業としての写真の撮影	常時 写真機1台 1月につき	2,000円	2,057円
	臨時 写真機1台 1日につき	100円	103円
業としての映画の撮影	1日につき	1,000円	1,029円
興行	1㎡ 1日につき	30円	31円
第3条第1項第4号に掲げる行為 (競技会、展示会等の催事)	1㎡ 1月につき	100円	103円
	1㎡ 1日につき	5円	改定なし※

● 改定後金額の算定方法は、次のとおり。

$$\text{【現行の使用料等の税抜の金額】} \times \text{【1.08(8\%加算)】} = \text{【改定後金額】(1円未満の端数は、切り捨てる。)}$$

※ 金額が少額であるため、結果として改定なし。

③ 公園施設設置使用料

区 分		現 行		改定後 (案)
		単 位	金 額	金 額
公園施設を設置する 場合	使用の期間が1月 以上の場合	1㎡ 1月につき	10円以上 300円以内	改定なし※
	使用の期間が1月 に満たない場合		10円以上 315円以内	10円以上 324円以内
公園施設を管理する場合		1箇所 1月につき	10,000円以内	10,285円以内

- 改定後金額の算定方法は、次のとおり。

【現行の使用料の税抜の金額】×【1.08(8%加算)】=【改定後金額】(1円未満の端数は、切り捨てる。)

※ 公園施設の設置する場合の使用期間が1月以上における使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

④ 公園占用使用料

使用の期間が1月に満たない場合(使用の期間が1月以上における使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

占用区分	現 行		改定後 (案)
	単 位	金 額	金 額
変圧塔	1箇所 1月につき	52円	54円
郵便差出箱又は公衆電話所	1箇所 1月につき	42円	43円
工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹木、瓦その他工事用資材の置場	1㎡ 1月につき	15円	16円

- 改定後金額の算定方法は、次のとおり。

【現行の使用料等の税抜の金額】×【1.08(8%加算)】=【改定後金額】(1円未満の端数は、切り捨てる。)

- 上記以外の電柱、電線用の占用区分では、金額が少額であるため、改定なし。

⑤ 水利使用料

区 分	現 行			改定後 (案)
	単 位	期 間	単 価	単 価
鉱工業用水	毎秒0.1m ³	1年度又は 1使用期間	359,100円	369,360円
汽かん冷却用水			67,200円	69,120円
農産物加工用水			33,600円	34,560円
魚族養殖用水			99,750円	102,600円
鉱泉用水	1口	1年度	類似の土地の価格に100分の5.25を乗じて得た額	類似の土地の価格に100分の5.4を乗じて得た額
その他の用水	毎秒0.1m ³	1年度又は 1使用期間	67,200円	69,120円

- 改定後金額の算定方法は、次のとおり。

【現行の使用料の税抜の金額】×【1.08(8%加算)】=【改定後金額】(1円未満の端数は、切り捨てる。)

【現行の使用料を算定するために用いる率の税抜の率】×【1.08(8%加算)】=【改定後の率】

⑥ 水面占用料

区 分			現 行	改定後(案)
			単 価 (1m ³ 当たり)	
木材流送	木材流送 距離	30kmまで	147円	廃 止
		30kmを超える部分 10kmごとに	57円	
	薪材	147円		
漁業用			15円	
その他			26円	

【廃止の理由】

地方分権一括法等により、平成12年度から普通河川の管理が北海道から各市町村に引き継がれた際、北海道の示す条例準則に準拠して音更町普通河川管理条例を制定し、水面占用料の徴収の事案があり得ることを想定して規定を整備したものの、現状においては本町の管理する80河川の普通河川において、その規模からして木材の流送、漁業等による水面占用の実態が想定されないため、これを廃止しようとするものである。

⑦ 敷地使用料

使用の期間が1月に満たない場合(使用の期間が1月以上における使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

区 分	現 行		改定後(案)
	単 位	金 額	金 額
鉱泉地	1口	類似の土地の価格に100分の5.25を乗じて得た額	類似の土地の価格に100分の5.4を乗じて得た額
工作物を伴う敷地	1m ³	近傍類似の土地の1m ² 当たりの価格に100分の5.25を乗じて得た額	近傍類似の土地の1m ² 当たりの価格に100分の5.4を乗じて得た額
工作物を伴わない敷地		近傍類似の土地の1m ² 当たりの価格に100分の3.15を乗じて得た額	近傍類似の土地の1m ² 当たりの価格に100分の3.24を乗じて得た額
農耕用敷地		近傍類似の土地の1m ² 当たりの借賃の標準額に100分の52.5を乗じて得た額	近傍類似の土地の1m ² 当たりの借賃の標準額に100分の54を乗じて得た額
採草及び放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の1m ² 当たりの借賃の標準額に100分の31.5を乗じて得た額	近傍の畑の用に供している土地の1m ² 当たりの借賃の標準額に100分の32.4を乗じて得た額
鉄道及び軌道用敷地		73円	75円
管の埋設	1m	26円	27円
電柱	1本	651円	669円
鉄塔	1基	1,312円	1,350円

● 改定後金額の算定方法は、次のとおり。

【現行の使用料の税抜の金額】×【1.08(8%加算)】=【改定後金額】(1円未満の端数は、切り捨てる。)

【現行の使用料を算定するために用いる率の税抜の率】×【1.08(8%加算)】=【改定後の率】

⑧ 産物採取料

区 分	現 行		改定後(案)
	単 位	単 価	単 価
土砂	1m ³	136円	140円
砂		168円	172円
切込砂利		16.8円	172円
砂利(栗石を含む。)		16.8円	172円
玉石		220円	226円
転石		934円	961円
芝草	1m ²	52円	54円
木杭	1束	105円	108円
粗朶		63円	64円
帯梢	1束 (25本)	105円	108円
凍氷	100kg	52円	54円
雑草		73円	75円
その他		時価に100分の105 を乗じて得た額	時価に100分の108 を乗じて得た額

● 改定後金額の算定方法は、次のとおり。

【現行の採取料の税抜の金額】×【1.08(8%加算)】=【改定後金額】(1円未満の端数は、切り捨てる。)

【現行の採取料を算定するために用いる率の税抜の率】×【1.08(8%加算)】=【改定後の率】

4 施行期日等

(1) 施行期日

平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(2) 経過措置

施行日前の使用に係る使用料等は、従前の例(改定前の使用料等)による。

諮問第2号 道路占用料の改定について

1 道路占用料の改定について

町道における道路占用料は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条及び別表に定める国道における道路占用料に準拠するとともに、国道に準拠する道道の道路占用料との整合を図って規定しているが、当該政令の一部を改正する政令が平成26年4月1日から施行され、国道の道路占用料が引き下げられ、道道の道路占用料の改定手続も進められていることから、町道の道路占用料を引き下げようとするものである。

2 道路法施行令の改正

平成25年11月20日に公布された「道路法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第313号）」により、国道の道路占用料に関して、次のような改定が行われた。

(1) 道路占用料の額を定める所在地区分の改正

現行の所在地区分は「甲地、乙地、丙地」の3区分であるが、同一区分地域内で地価に大きな格差が生じていること、また、乙地の一部の市では甲地の市よりも地価平均が上回る逆転現象が生じることから、新たな所在地区分として5区分に再編された。

現行	改正後
① 甲地（都の特別区及び人口50万人以上の市）	① 第1級地（地価平均が都の特別区及び人口50万人以上の市の地価の平均以上の市町村）
② 乙地（甲地以外の市）	② 第2級地（地価平均が人口20万人以上50万人未満の市の地価の平均以上の市町村で、第1級地以外のもの）
③ 丙地（町村）～音更町該当	③ 第3級地（地価平均が、人口20万人未満の市の地価平均以上の市町村で第1級地及び第2級地以外のもの）
	④ 第4級地（地価平均が町村の地価の平均以上の市町村で第1級地、第2級地及び第3級地以外のもの）
	⑤ 第5級地（その他の市町村）～音更町該当

(2) 平成24年度固定資産評価額の評価替え等を踏まえた道路占用料の額の改定

地価の下落傾向が反映された。

3 改定の内容

【占用の期間が1月以上の場合】

(法～道路法、政令～道路法施行令)

占用物件	現 行		改定後(案)
	単 位	占用料	占用料
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	530円
	第2種電柱		310円
	第3種電柱		820円
	第1種電話柱		480円
	第2種電話柱		650円
	第3種電話柱		280円
	その他の柱類		450円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	48円	28円
地下に設ける電線その他の線類		5円	3円
	1年	3円	2円

	路上に設ける変圧器		1個につき1年	470円	270円	
	地下に設ける変圧器		占用面積1㎡につき1年	290円	170円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	950円	560円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			400円	240円	
	広告塔		表示面積1㎡につき1年	1,000円	760円	
	その他のもの		占用面積1㎡につき1年	950円	560円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき1年	20円	12円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			29円	17円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			43円	25円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			57円	34円	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			86円	50円	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			110円	67円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			200円	120円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの			290円	170円	
	外径が1m以上のもの			570円	340円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1㎡につき1年	950円	560円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が2のもの		A※に0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			510円	380円	
	地下に設ける通路			310円	230円	
	その他のもの			950円	560円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	10円	8円	
	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	100円	76円	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	100円	76円	
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,000円	760円	
	標識		1本につき1年	760円	450円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	10円	8円
		その他のもの		1本につき1月	100円	76円
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1㎡につき1日	10円	8円
		その他のもの		その面積1㎡につき1月	100円	76円

		つき1月			
	ア-チ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,000円	760円
		その他のもの		510円	380円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1㎡につき1年	820円	560円
政令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料			占用面積1㎡につき1月	100円	76円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				95円	56円

※ 「A」とは、近傍類似の土地の時価を表す。

【占用の期間が1月未満の場合】

占用の期間が1月以上の場合の金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額となることから、今回の改定で消費税率及び地方消費税率の引上げ分の改定を併せて行う。

占用物件		現 行		改定後(案)
		単 位	占用料	占用料
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	556円	334円
	第2種電柱		861円	518円
	第3種電柱		1,155円	702円
	第1種電話柱		504円	302円
	第2種電話柱		798円	486円
	第3種電話柱		1,050円	669円
	その他の柱類		50円	30円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき	5円
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3円	2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	493円	291円
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	304円	183円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	997円	604円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円	259円
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,050円	820円
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	997円	604円	
法第32条第1項 第2号に掲げる物 件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき	21円	12円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	1年	30円	18円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		45円	27円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		59円	36円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		90円	54円

	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		115円	72円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		210円	129円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		304円	183円	
	外径が1m以上のもの		598円	367円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	997円	604円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A※に0.0042を乗じて得た額	Aに0.00432を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.0063を乗じて得た額	Aに0.00756を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.0084を乗じて得た額	Aに0.00864を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			535円	410円
	地下に設ける通路			325円	248円
	その他のもの			997円	604円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		10円	8円	
	その他のもの		105円	82円	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	105円	82円
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,050円	820円
	標識		1本につき1年	798円	486円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円	8円
		その他のもの	1本につき1月	105円	82円
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	10円	8円
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	105円	82円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,050円	820円
		その他のもの		535円	410円
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	861円	604円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	105円	82円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			99円	60円	

● 改定後金額の算定方法は、次のとおり。

【占用期間が1月以上の場合の占用料の改定後金額】×【1.08（8%加算）】＝【改定後金額】（1円未満の端数は、切り捨てる。）

【占用料を算定するために用いる率の税抜の率】×【1.08（8%加算）】＝【改定後の率】

※ 「A」とは、近傍類似の土地の時価を表す。

4 施行期日等

(1) 施行期日

平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(2) 経過措置

施行日前の占用に係る占用料は、従前の例（改定前の占用料）による。

○音更町使用料等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例(平成22年音更町条例第1号)第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○音更町附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2～5 略

別表(第2条、第3条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	委員の任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等審議会	使用料及び手数料等の額について、審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

